

各 位



2020年6月5日

会社名 日立化成株式会社  
代表者名 執行役社長兼CEO 丸山 寿  
(コード番号 4217 東証第一部)  
問合せ先 ブランド・コミュニケーション部長  
岡村昌彦  
(電話：03-5533-7150)

### 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年5月11日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」（以下「2020年5月11日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式の併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2020年6月18日まで整理銘柄に指定された後、2020年6月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできなくなりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案（株式併合の件）

2020年5月11日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。なお、当社は、2020年6月22日付で自己株式148,900株を消却することを同年5月22日に決定しておりますので、「③ 減少する発行済株式総数」及び「④ 効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却の実行を前提として記載しております。

- ① 併合する株式の種類  
普通株式
- ② 併合比率  
当社株式 26, 027, 000 株を 1 株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数  
208, 216, 005 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数  
208, 216, 013 株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
8 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
32 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額  
本株式併合により、HC ホールディングス株式会社（以下「HC ホールディングス」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。  
本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て HC ホールディングスに売却し、又は会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。  
この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に HC ホールディングスが 2020 年 3 月 24 日から同年 4 月 20 日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である 4, 630 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- （1）本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- （2）本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数等）及び第8条（単元未満株主の権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- （3）本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主はHCホールディングス1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更の内容は、2020年5月11日付当社プレスリリースをご参照ください。

また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2020年6月23日に効力が発生する予定です。

## 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2020年6月5日（金）
② 整理銘柄指定日	2020年6月5日（金）（予定）
③ 最終売買日	2020年6月18日（木）（予定）
④ 上場廃止日	2020年6月19日（金）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2020年6月23日（火）（予定）

以 上